

第 60 期 報 告 書

自平成19年4月1日
至平成20年3月31日

事 連 連 連 連	結 結 結 結	業 貸 損 株 主 資 本 等	借 損 益 注 資 本 等	報 借 對 計 注 記 監 查 人 の 監 查 報 告 書 騰 本	照 算 變 動 計 算 記 算 本 騰 本	告 表 書 書 書 表 書 本 書 本
貸 損 株 個 會 監	損 主 別 計 查	借 益 資 本 等 別 監 查 人 の 監 查 報 告 書 騰 本	對 計 注 記 監 查 人 の 監 查 報 告 書 騰 本	照 算 變 動 計 算 記 算 本 騰 本	表 書 書 表 書 本 書 本	



東都水産株式会社

事業報告

〔平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで〕

1. 当社グループ（企業集団）の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、原油を始めとする原材料の高騰が止まらず、サブプライムローン問題に端を発した米国経済の減速懸念と金融不安により世界的に株価が低迷するなど、ここ数年の回復基調にかげりが見られました。一方、賞味・消費期限の問題など食料品の安全性をめぐる問題が一層注目され、特に当連結会計年度では食品の表示偽装や輸入冷凍食品への毒物の混入事件等が消費者の関心を強く引き、消費マインドが冷え込むなど、食品流通業界におきましては依然厳しい状況で推移いたしました。

水産物卸売市場業界におきましては、世相を反映して昨年まで回復基調にあった魚価は伸び悩み、海外産地における漁獲枠や漁獲量の減少、市場外流通との競争激化、世界的な魚食ブームに伴う買い負けとも相まって取扱数量の減少が続き、売上高向上に苦戦する非常に厳しい事業環境で推移いたしました。

このような状況のなかで当社グループは、「フレッシュ東水中期3ヵ年計画」に則り、取扱商品の品質の向上に努め、消費者のニーズと消費形態の変化を見極め、グループ会社間の連携を密にして効率的な集荷・販売に努力し、経営基盤の強化を図ってまいりました。

当連結会計年度における部門別の売上概況は次のとおりであります。

当社グループの主要部門である卸売事業では、鮮魚はイカ類・マアジは昨年に引き続き順調に集荷され売上を伸ばし、主力商品の鮪類は日本近海の本鮪・目録鮪の順調な水揚げにより売上増となりました。一方、ハマチ等養殖魚は昨年度の異常な単価高の反動から一変下げ基調となり、他の鮮魚類におきましても高低はまちまちですが、総じて入荷量の減少により売上減となりました。

冷凍魚は、数年前より顕著になっている海外諸国の水産物消費量増大の傾向が強まり海外産地価格が上昇し、タコを始めとしてイカ類、鮭鱒類な

ど販売単価は上昇しているものの、取扱数量が減少し売上減となりました。

塩干加工品におきましては、塩鮭・干スルメ・明太子など売上は伸びましたが、シラス干と魚卵類は不漁や売れ口不振により売上減となりました。煉製品等は原材料の高騰に歯止めがかからず、販売数量が減少し売上減となりました。

近年、消費者の食の安全・安心への関心が一層高まるなかで、取引先の実需も多様化し、これに 대응べく集荷・販売への更なる機動性確保とより良い商品の提供を課題に取り組んでまいりました結果、同部門の当年度の取扱数量177,326吨、取扱金額155,149百万円と前期に比べ数量で4.3%の減少、金額で6.3%の減少となりました。

冷蔵倉庫及びその関連事業におきましては、当社グループの主力事業であります水産物卸売業の売上高が伸び悩むなか、昨年11月に株式会社ヨモセより譲り受けました船橋工場に、当社100%出資の東水フーズ株式会社を立ち上げました。これにより、従来外部へ委託していた水産物の加工事業を自社グループ内に取り込み、商品供給力の向上、販売先の拡大、消費者のニーズに対応した商品開発など主力事業の強化を図っており、また、AERO TRADING社（カナダ・バンクーバー市）を始めとして各社が堅調に推移しました結果、同部門の売上高は7,129百万円と前期に比べ13.8%の増加となりました。

不動産賃貸部門は、賃貸ビル等の稼働率向上に努め735百万円と前期に比べ微増となりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は163,014百万円と前期に比べ5.6%の減少となり、経常利益は1,051百万円（前期経常利益1,326百万円）、当期純利益は746百万円（前期純利益1,116百万円）となりました。

また、当社の当期売上高につきましては、105,995百万円と前期に比べ7.8%減少し、販売諸経費の削減と売掛金の回収に努め経常利益は576百万円（前期経常利益602百万円）となりました。役員退職慰労金制度の廃止に伴い過年度計上分の役員退職慰労引当金を取崩し、投資有価証券の売却益等とともに特別利益に計上し、仲卸業者等に対する貸倒引当金や投資有価証券評価損等を特別損失に計上しました結果、当期純利益は406百万円（前期純利益418百万円）となりました。

連結の部門別売上構成につきましては、次のとおりであります。

(単位 百万円)

部 門	売 上 高	構 成 比	前 期 比
水 産 物 卸 売	155,149	95.2%	93.7%
冷 蔵 倉 庫 及 び そ の 関 連 事 業	7,129	4.4%	113.8%
不 動 産 賃 貸	735	0.4%	100.5%
合 計	163,014	100.0%	94.4%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、1,309百万円であり、主なものは船橋冷凍工場の購入であります。

③ 資金調達の状況

資金調達につきましては、取引銀行との間で、2,050百万円のタームローン及び1,250百万円の貸出コミットメント、総額3,300百万円のシンジケーション方式による金銭消費貸借契約を締結し、グループ会社を網羅した資金の効率的な運用を実施しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成19年11月26日付で、株式会社ヨモセより水産物の加工業及び冷蔵倉庫業に係る事業の一部を譲受価額800百万円で譲り受けました。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成19年11月21日付で東水フーズ株式会社を新たに設立いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成16年度 第57期	平成17年度 第58期	平成18年度 第59期	平成19年度 (当連結会計年度) 第60期
売 上 高(百万円)	172,341	172,069	172,594	163,014
経 常 利 益(百万円)	527	1,243	1,326	1,051
当 期 純 利 益(百万円)	△ 987	1,271	1,116	746
1株当たり当期純利益(円)	△ 27.23	32.24	27.73	18.54
総 資 産(百万円)	31,894	32,853	35,946	31,674
純 資 産(百万円)	7,999	12,334	12,423	11,287

(注) 1. 第59期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2. △印は、損失を示しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成16年度 第57期	平成17年度 第58期	平成18年度 第59期	平成19年度 (当事業年度) 第60期
売 上 高(百万円)	111,468	112,813	114,953	105,995
経 常 利 益(百万円)	202	348	602	576
当 期 純 利 益(百万円)	△ 691	397	418	406
1株当たり当期純利益(円)	△ 17.19	9.89	10.39	10.10
総 資 産(百万円)	26,337	25,836	28,573	23,877
純 資 産(百万円)	7,444	9,515	8,888	7,118

- (注) 1. 第59期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. △印は、損失を示しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 (百万円)	主要な事業の内容	当 社 の 議 決 権 比 率 (%)
(連結子会社)			
(株) 埼 玉 県 魚 市 場	376	水産物卸売、冷蔵倉庫及びその関連事業、不動産賃貸	100.0
千 葉 魚 類 (株)	75	水産物卸売	100.0
川 越 水 産 市 場 (株)	50	水産物卸売	100.0
釧 路 東 水 冷 凍 (株)	30	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産物の製造加工冷蔵倉庫業)	100.0
AERO TRADING CO., LTD.	(千C\$) 1,362	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産物の製造加工)	100.0
SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.	(千C\$) 2,400	不動産賃貸	100.0 (50.0)
東 京 大 田 魚 市 場 (株)	125	水産物卸売	100.0
豊海東都水産冷蔵(株)	180	冷蔵倉庫及びその関連事業	100.0 (50.0)
東 水 フ ー ズ (株)	45	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産物の製造加工冷蔵倉庫業)	100.0
(持分法適用関連会社)			
川 崎 魚 市 場 (株)	200	水産物卸売	50.0

(注) 当社の議決権比率の () 内は、間接所有割合を内数で表示しております。

(4) 対処すべき課題

水産物卸売市場業界におきましては、内外の情勢から取扱数量が伸び悩む傾向が恒常化し、また、原油を始めとする諸物価の上昇や社会保険料の引き上げなどによる消費マインドの冷え込みが懸念され、引き続き厳しい環境で推移すると思われます。

このような状況のなか当社グループは、抜本的に組織構造を見直し、経営改革し、株主の皆様のご期待にお応えすべく、「フレッシュ東水中期3ヵ年計画」を策定し、平成17年4月より実行に入っております。

その主内容といたしまして、主要部門の卸売事業の強化と改善が最大の課題と認識し、グループ会社が一体となった顧客・商品・エリア戦略を展開し、市場規模の変動に合わせ規模の適正化・業務の効率化を推進してまいりました。また、売上高ではなく利益を重視した業務管理の徹底と人的・物的資源の有効活用を図り、不良債権を早期に処理し、有利子負債の圧縮に努めており、人事・組織面では、機動的なマネジメントをいたし、社員のモチベーション向上を図る人事制度の構築に努めてまいりました。

3ヵ年計画の大きな目標であります、グループ全体で「卸売事業における営業利益の継続的計上」はほぼ達成し、継続的な利益確保の基盤は構築できたものと思われます。

今後、引き続き新中期経営計画を策定し「不良債権の処理の完遂」に努力いたしますことはもとより、コンプライアンス体制の強化を核とした内部統制システムの構築に注力いたします。

当社グループは生鮮食料品の安定供給を担う卸売業者としての公共的使命を自覚し、経営の透明性に意を用い常に信頼される企業グループを指標し、業績の向上と経営基盤の強化に努める所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

各種水産物及び加工品の卸売業並びに冷蔵倉庫業

(6) 主要な営業所及び工場（平成20年3月31日現在）

① 当 社

東 都 水 産 株 式 会 社	本 社	東京都中央区築地5-2-1
	工 場	同上

② 子 会 社（9社）

株式会社埼玉県魚市場	本 社	埼玉県さいたま市北区
千葉魚類株式会社	本 社	千葉県千葉市美浜区
川越水産市場株式会社	本 社	埼玉県川越市
釧路東水冷凍株式会社	本 社	北海道釧路市
AERO TRADING CO., LTD.	本 社	カナダ国バンクーバー市
SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.	本 社	カナダ国バンクーバー市
東京大田魚市場株式会社	本 社	東京都大田区
豊海東都水産冷蔵株式会社	本 社	東京都中央区
東水フーズ株式会社	本 社	千葉県船橋市

③ 持分法適用関連会社

川崎魚市場株式会社	本 社	神奈川県川崎市宮前区
-----------	-----	------------

(7) 使用人の状況（平成20年3月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
457 (201) 名	14 (32) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
207 (49) 名	△6 (1) 名	43.7歳	20.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。△は減員を示しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,498百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,250
中央三井信託銀行株式会社	1,779
農林中央金庫	1,100

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成20年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 128,000千株
- ② 発行済株式の総数 40,260千株
- ③ 株 主 数 5,196名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主
該当する株主はございませんので、上位10名の株主を記載しております。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
松 岡 冷 蔵 株 式 会 社	3,170千株	7.88%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,647	6.57
みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託	1,967	4.88
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,950	4.84
株式会社みずほコーポレート銀行	1,306	3.24
株 式 会 社 ニ チ ロ	1,232	3.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,199	2.97
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1,033	2.56
株 式 会 社 三 陽	905	2.24
関 本 幸 也	701	1.74

(注) 出資比率は自己株式(21,095株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成20年3月31日現在）

会社における地位、担当及び主な職業または他の法人等の代表状況	
代表取締役社長	関本吉成
代表取締役（内部統制室室長・事業本部長・総務部門担当） 専務取締役 川越水産市場株式会社 代表取締役社長	高木邦幸
専務取締役（営業本部長・管理部、販売促進室、大物部担任）	押方翼
常務取締役（営業副本部長・冷凍塩魚部、加工品部、開発部担任）	森高規之
取締役（総務部長）	篠崎政文
取締役（経理部長）	青山憲夫
取締役（特種部長）	前川三四郎
取締役（鮮魚部長）	加部久男
取締役（東京冷凍工場工場長） 豊海東都水産冷蔵株式会社 代表取締役社長	石本弘幸
常勤監査役	中島松壽
常勤監査役	政本富士男
監査役	河合健一郎
監査役 公認会計士	小竹誠

- (注) 1. 監査役河合健一郎氏及び監査役小竹 誠氏は、社外監査役であります。
2. 監査役小竹 誠氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

前回の第59回定時株主総会（平成19年6月28日開催）の終結の日の翌日以降に在任していた役員で当事業年度中に退任した者は以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏 名	退任時の担当及び他の法人等の代表状況	退 任 日
代表取締役会長	関 本 幸 也	(財)東京都中央卸売市場厚生協会会長理事 (社)築地市場協会会長	平成19年11月30日

(注) 代表取締役会長 関本幸也氏は、辞任による退任であります。

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (一)	64百万円 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	14 (5)
合 計	14	79

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第45回定時株主総会において月額21百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第46回定時株主総会において月額450万円以内と決議いただいております。
 4. 上記のほか、平成19年6月28日開催の第59回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。

退任取締役 1名 0百万円

退任監査役 1名 0百万円

なお、当社は役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成19年12月8日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止及び支給対象者全員の受給放棄の同意による計上済み役員退職慰労引当金の全額取崩を決議し、当事業年度において役員退職慰労引当金84百万円を全額取崩し、特別利益に計上いたしました。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社における業務執行取締役、社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の会社との関係

- ・監査役小竹 誠氏は、株式会社エデュースホールディングスの監査役を兼務いたしております。なお、当社は同社との間には特別の関係はございません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

河合監査役 取締役会（33回開催）85%出席

監査役会（8回開催）75%出席

小竹監査役 取締役会 52%・監査役会 75%出席

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

監査役河合健一郎氏は、水産業界に係わる情報に精通しており、当該分野における取締役会の意思決定に対し助言・提言を行っており、監査役会においても、必要な発言を行っております。

監査役小竹 誠氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムにつき適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 新日本監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、財務報告に係る内部統制システムの構築にあたり、新日本監査法人より助言を受けております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は職務の執行において取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて適正な職務執行を行い、その状況を取締役に報告する。万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容及び対処案が直ちにコンプライアンス担当役員を通じてトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な意思決定及び報告に関しては、法令に定めがあるものの他、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程を策定して適切に保存・管理し、取締役、監査役及び会計監査人が何時でも閲覧できる状態を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、多様化する損失リスクの評価と対応方法の設定を行い、これらをすべて文書化し、内部統制室において当社グループ全体のリスクを網羅的・総合的に管理する。内部統制室はグループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告し、これを受けた取締役会でその改善策を審議・決定することにより実効性のある損失リスク管理体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「中期経営計画」の策定により経営方針の明確化と社内目標を具体化し、「各年度計画」の四半期及び月別の予算管理を実施することにより、業務遂行の進捗状況を把握し、経営資源の最適活用を図る体制を確保する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の法令・定款遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会を設置してコンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルを策定するとともに、使用人に対して適切な研修体制を整え、各部署にコンプライアンス責任者等の必要な人員配置を行い、コンプライアンスマニュアルの実施状況を管理・監視する。また、内部通報制度等を整備して法令・定款違反等がトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築し、社内での自浄作用を機能させて不祥事の未然防止を図る。

- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制室は四半期毎に子会社及び関連会社（以下、子会社等と言う。）に関するリスク情報の有無を監査し、子会社等に損失のリスクが発生しこれを把握した場合には、直ちに発見されたリスクの内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。また、当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、内部統制室は子会社等の内部統制室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行うなど密接に連携を図る。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務遂行を補助すべき部署として、内部統制室スタッフが兼務するものとする。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務遂行を補助する内部統制室スタッフは、その補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、人事、処遇関係については監査役との事前協議を前提とする。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は以下の報告を監査役に対して行う。

- イ. 会社に重大な損失を与える恐れのある事実を発見した場合は、直ちに報告する。
- ロ. 役職員による違法または不正な行為を発見した場合は報告を行う。
- ハ. 定期的または監査役の指示により、子会社等を含む業務の執行状況を報告する。
- ニ. リスク管理統括責任者は、定期的または監査役の指示により担当する部門のリスク管理体制について報告する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役監査に対し、内部監査部門、取締役、使用人は協力する。
- ロ. 監査役は、代表取締役との定期的な会合をもち、意見交換を行い効果的な監査業務の遂行を図る。
- ハ. 監査役は、定期的または必要に応じて会計監査人と意見交換を行い、適正な業務の遂行に努める。
- ニ. 監査役は必要に応じて外部専門家の意見を聞き、適正な監査の維持に努める。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針につきましては、特に定めてはおりません。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	21,791	流動負債	15,477
現金及び預金	5,164	支払手形及び買掛金	3,854
受取手形及び売掛金	9,870	短期借入金	10,263
たな卸資産	7,642	未払法人税等	35
繰延税金資産	8	賞与引当金	94
その他	551	その他	1,230
貸倒引当金	△ 1,444	固定負債	4,909
固定資産	9,883	長期借入金	1,806
有形固定資産	6,744	繰延税金負債	295
建物及び構築物	2,606	再評価に係る繰延税金負債	408
機械装置及び運搬具	554	退職給付引当金	1,443
土地	3,507	その他	955
その他	74	負債合計	20,387
無形固定資産	240	純 資 産 の 部	
のれん	21	株主資本	10,081
借地権等	218	資本金	2,376
投資その他の資産	2,899	資本剰余金	1,017
投資有価証券	2,052	利益剰余金	6,693
破産更生債権等	4,662	自己株式	△ 5
その他	449	評価・換算差額等	1,206
貸倒引当金	△ 4,264	その他有価証券評価差額金	320
資産合計	31,674	繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	274
		為替換算調整勘定	610
		純資産合計	11,287
		負債及び純資産合計	31,674

連結損益計算書

〔平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		163,014
売 上 原 価		154,353
売 上 総 利 益		8,660
販売費及び一般管理費		7,634
営 業 利 益		1,025
営 業 外 収 益		248
受 取 利 息	95	
受 取 配 当 金	59	
賃 貸 収 入	9	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	23	
そ の 他	60	
営 業 外 費 用		223
支 払 利 息	162	
為 替 差 損	27	
そ の 他	32	
経 常 利 益		1,051
特 別 利 益		2,050
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,352	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	587	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 取 崩 益	84	
そ の 他	26	
特 別 損 失		2,149
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,060	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	88	
税金等調整前当期純利益		952
法人税、住民税及び事業税	204	
法人税等調整額	1	206
当 期 純 利 益		746

連結株主資本等変動計算書

〔平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剩 余 金	利 益 剩 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
前 期 末 残 高	2,376	1,017	6,068	△1	9,460
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 120		△ 120
当 期 純 利 益			746		746
自 己 株 式 の 取 得				△4	△ 4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	625	△4	620
当 期 末 残 高	2,376	1,017	6,693	△5	10,081

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
前 期 末 残 高	2,375	4	274	308	2,963	12,423
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△ 120
当 期 純 利 益						746
自 己 株 式 の 取 得						△ 4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,054	△4	-	302	△1,756	△ 1,756
当 期 変 動 額 合 計	△2,054	△4	-	302	△1,756	△ 1,136
当 期 末 残 高	320	0	274	610	1,206	11,287

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数

9社

連結子会社の名称

㈱埼玉県魚市場、千葉魚類㈱、川越水産市場㈱、
鉦路東水冷凍㈱、AERO TRADING CO., LTD.、SUNNY
VIEW ENTERPRISE LTD.、東京大田魚市場㈱、豊海
東都水産冷蔵㈱、東水フーズ㈱

上記のうち、東水フーズ㈱については、当連結会
計年度において新たに設立したことにより連結の
範囲に含めている。

② 非連結子会社の状況

会社の名称

辰巳産業㈱、(有)埼玉

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益
(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合
う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響
を及ぼしていないため連結の範囲から除外してい
る。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用会社

会社の名称

1社

川崎魚市場㈱

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

非連結子会社

辰巳産業㈱、(有)埼玉

関連会社

東都小揚㈱、埼玉魚市場氷販(有)

持分法を適用しない理由

各社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰
余金(持分に見合う額)等からみて、連結計算書
類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても
重要性がないため、持分法の適用範囲から除外し
ている。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、AERO TRADING CO., LTD.、SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.の決算日は12月31日であり、また釧路東水冷凍㈱、豊海東都水産冷蔵㈱、東水フーズ㈱の決算日は1月31日である。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、当社の賃貸住宅・賃貸冷蔵庫・社宅の一部、当社及び国内連結子会社の平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)は定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

ロ. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、会計基準変更時差異（385百万円）については、15年による按分額を費用処理している。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。

④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めている。

⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ	借入金
為替予約	外貨建債権・債務

ハ. ヘッジ方針

当社の内部規定である「外国為替事務取扱規程」及び「リスク管理要領」に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしている。

ニ、ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っている。ただし、特例処理によっている金利スワップ等については、有効性の評価を省略している。

- ⑦ 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用している。
- ⑧ のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、5年間の均等償却を行っている。
- ⑨ 消費税等の会計処理 税抜方式によっている。
(会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ5百万円減少している。

(追加情報)

- ① 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ19百万円減少している。
- ② 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社及び連結子会社2社は内規に基づく期末要支給額を計上していたが、当社は当連結会計年度の取締役会において、役員退職慰労引当金制度の廃止及び支給対象者全役員の受給放棄の同意による計上済み役員退職慰労引当金の全額取崩を決議している。上記決議に基づき、当社は当連結会計年度において役員退職慰労引当金84百万円を全額取崩し、特別利益に計上している。

また、連結子会社2社においても株主総会において役員退職慰労引当金制度を廃止し、在任期間に応じた退職慰労金を支給することを決議している。これに伴い株主総会決議時までの期間に対応する役員退職慰労引当金相当額18百万円を固定負債のその他(長期未払金)として計上している。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	372百万円
建物及び構築物	141
機械装置及び運搬具	90
土地	468
計	1,072

担保に係る債務

短期借入金	3,195百万円
長期借入金（1年以内返済分を含む）	499
計	3,694

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,305百万円

(3) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき事業用土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

① 再評価を行った日

平成14年3月31日

② 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定している。

③ 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

22百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	40,260	—	—	40,260
合計	40,260	—	—	40,260
自己株式				
普通株式(注)	3	17	—	21
合計	3	17	—	21

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加である。

(2) 配当に関する事項

イ. 配当金の支払

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	120	3	平成19年3月31日	平成19年6月29日

ロ. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	201	利益剰余金	5	平成20年3月31日	平成20年6月30日

普通配当 3円

記念配当 2円

4. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|---------|
| ① 1株当たり純資産額 | 280円51銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 18円54銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月9日

東都水産株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	杉山正治	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	麻生和孝	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松浦康雄	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東都水産株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東都水産株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第60期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月12日

東 都 水 産 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 中 島 松 壽 (印)

常勤監査役 政 本 富士男 (印)

社外監査役 河 合 健一郎 (印)

社外監査役 小 竹 誠 (印)

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	15,874	流動負債	13,346
現金及び預金	1,384	支払手形	39
売掛金	6,450	受託販売未払金	326
商品	6,418	買掛金	2,163
荷主前渡金	68	短期借入金	10,057
前払費用	14	未払金	197
関係会社短期貸付金	1,797	未払費用	307
未収入金	297	未払法人税等	26
その他	69	未払消費税等	112
貸倒引当金	△ 627	預り金	42
固定資産	8,003	前受収益	8
有形固定資産	3,638	賞与引当金	65
建物	1,474	固定負債	3,412
機械装置	188	長期借入金	1,725
工具器具備品	28	繰延税金負債	286
土地	1,946	再評価に係る繰延税金負債	408
その他	0	退職給付引当金	572
無形固定資産	188	長期預り保証金	401
借地権	178	その他	18
ソフトウェア	1	負債合計	16,759
その他	8	純資産の部	
投資その他の資産	4,175	株主資本	6,530
投資有価証券	1,271	資本剰余金	2,376
関係会社株式	1,975	資本剰余金	959
関係会社長期貸付金	410	資本準備金	953
破産更生債権等	3,372	その他資本剰余金	6
その他	291	利益剰余金	3,200
貸倒引当金	△ 3,145	利益準備金	594
資産合計	23,877	その他利益剰余金	2,606
		退職手当基金	110
		固定資産圧縮積立金	104
		別途積立金	1,853
		繰越利益剰余金	539
		自己株式	△ 5
		評価・換算差額等	587
		その他有価証券	312
		評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	274
		土地再評価差額金	274
		純資産合計	7,118
		負債及び純資産合計	23,877

損 益 計 算 書

〔平成19年4月1日から〕
〔平成20年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		105,995
売 上 原 価		101,107
売 上 総 利 益		4,888
販売費及び一般管理費		4,525
営 業 利 益		362
営 業 外 収 益		398
受取利息及び配当金	358	
そ の 他	39	
営 業 外 費 用		184
支 払 利 息	152	
そ の 他	32	
経 常 利 益		576
特 別 利 益		1,977
投資有価証券売却益	1,352	
貸倒引当金戻入額	514	
役員退職慰労引当金取崩益	84	
確定拠出年金修正確定差益	26	
特 別 損 失		2,147
貸倒引当金繰入額	2,060	
投資有価証券評価損	86	
税 引 前 当 期 純 利 益		406
法人税、住民税及び事業税		2
法人税等調整額		△ 1
当 期 純 利 益		406

株主資本等変動計算書

〔平成19年4月1日から〕
〔平成20年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項目	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計
		資 本 準 備 金	そ の 他 本 資 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
						退 職 手 当 基 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金 合 計		
前 期 末 残 高	2,376	953	6	959	594	110	107	1,453	650	2,915	△1	6,249
当 期 変 動 額												
固定資産圧縮積立金の取崩し								△ 2	2	—		—
別途積立金の積立て								400	△400	—		—
剰余金の配当									△120	△ 120		△ 120
当期純利益									406	406		406
自己株式の取得											△4	△ 4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△ 2	400	△111	285	△4	281
当 期 末 残 高	2,376	953	6	959	594	110	104	1,853	539	3,200	△5	6,530

項目	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計	
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
前 期 末 残 高		2,359	4	274	2,638	8,888
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩し						—
別途積立金の積立て						—
剰余金の配当						△ 120
当期純利益						406
自己株式の取得						△ 4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,046		△4	—	△2,050	△2,050
当期変動額合計	△2,046		△4	—	△2,050	△1,769
当 期 末 残 高		312	0	274	587	7,118

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

総平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

③ デリバティブ

時価法

④ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、賃貸住宅・賃貸冷蔵庫・社宅の一部及び平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）は定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物を替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ	借入金
為替予約	外貨建債権・債務

③ ヘッジ方針

当社の内部規定である「外国為替事務取扱規程」及び「リスク管理要領」に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしている。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っている。ただし、特例処理によっている金利スワップ等については、有効性の評価を省略している。

(7) 消費税等の会計処理

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ5百万円減少している。

(追加情報)

① 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ11百万円減少している。

② 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上していたが、平成19年12月8日開催の取締役会において、役員退職慰労引当金制度の廃止及び支給対象者全役員受給放棄の同意による計上済み役員退職慰労引当金

の全額取崩を決議している。

上記決議に基づき、当事業年度において役員退職慰労引当金84百万円を全額取崩し、特別利益に計上している。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	372百万円
建物	141
機械装置	90
土地	338
計	942

担保に係る債務

短期借入金	3,195百万円
長期借入金（1年以内返済分を含む）	398
計	3,593

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,792百万円

(3) 保証債務 2百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	2,089百万円
長期金銭債権	410百万円
短期金銭債務	387百万円

(5) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

① 再評価を行った日 平成14年3月31日

② 再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定している。

- ③ 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
22百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

- ① 売上高 3,852百万円
② 仕入高 2,903百万円
③ 営業取引以外の取引高 294百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
自己株式				
普通株式	3,894	17,201	—	21,095
合計	3,894	17,201	—	21,095

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加である。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	1,212百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	313
賞与引当金損金算入限度超過額	26
投資有価証券評価損否認	268
ゴルフ会員権評価損否認	13
繰越欠損金	96
その他	17
繰延税金資産小計	1,949
評価性引当金	△1,949
繰延税金資産計	—
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 71
その他有価証券評価差額金	△ 214
繰延税金負債計	△ 286
繰延税金負債の純額	△ 286
再評価に係る繰延税金負債	
土地	△ 408

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
車 輛 運 搬 具	13	6	7
工 具 器 具 備 品	357	202	155
計	371	208	163

取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	73百万円
1年超	89
合計	163

未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	71百万円
減価償却費相当額	71百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はない。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社等	川越水産市場㈱	50	水産物卸売業	100.0	兼任2名	融資	資金の貸付	350	短期貸付金	400
							利息の受取	4	その他の流動資産	0
	東京大田魚市場㈱	125	水産物卸売業	100.0	兼任2名	融資	資金の貸付	200	短期貸付金	90
							利息の受取	5	その他の流動資産	0
	豊海東都水産冷蔵㈱	180	冷蔵倉庫業	100.0 間接 (50.0)	兼任1名	融資	資金の貸付	100	短期貸付金	420
							利息の受取	5	その他の流動資産	0
	東水フーズ㈱	45	水産物製造加工冷蔵倉庫業	100.0	兼任2名	融資	資金の貸付	750	短期貸付金	700
							利息の受取	1	その他の流動資産	0
	AERO TRADING CO., LTD.	千C \$ 1,362	水産物製造加工業	100.0	兼任2名	水産物の仕入	仕入	1,829	買掛金	362

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 水産物の仕入については、市場価格を勘案して決定している。
- ② 資金の貸付については、市場金利を勘案して設定している。

8. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	176円91銭
② 1株当たり当期純利益	10円10銭

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月9日

東都水産株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	杉山正治	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	麻生和孝	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松浦康雄	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東都水産株式会社
の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第60期事業年度の計算
書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別
注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその
附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から
計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に
準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属
明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求め
ている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及び
その適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体として
の計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査
法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断して
いる。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一
般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びそ
の附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において
適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定によ
り記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 20 年 5 月 12 日

東 都 水 産 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役	中 島 松 壽	Ⓐ
常勤監査役	政 本 富士男	Ⓑ
社外監査役	河 合 健一郎	Ⓒ
社外監査役	小 竹 誠	Ⓓ

以 上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部
(お問合せ先)	〒135-8722 東京都江東区佐賀一丁目17番7号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
同 取 次 所	みずほ信託銀行株式会社全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店および全国各支店
株式取扱手数料	名義書換手数料 無 料 単元未満株式買取手数料 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公 告 方 法	電子公告にて当社ホームページ (http://www.tohsui.co.jp/) 上に掲載いたします。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。なお、当社の決算情報もホームページにIR情報として掲載しておりますので、併せてご覧ください。